

野田村育英会奨学生規程の運用について

1 推薦方法

当村及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、人物学業ともに特に優れ、かつ健康であって経済的理由により就学が困難な者であること。

(1) 人物について

学習活動、その他生活の全般を通じて、態度及び行動が奨学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。また、奨学金返還についても十分な責任感がある者。

(2) 学力基準について

別表1で定める学力基準以上の者であること。ただし、役員会の承認が得られた者に関してはこの限りではない。

(3) 健康について

ア 就学に十分耐え得るものと認められること

イ 健康診断書は、申請の前1年以内に実施したものの最新の結果であること（コピー可）

(4) 所得基準について

奨学生の属する世帯の1年間の総所得金額が別表2で定める収入基準額以下であること。ただし、総所得金額が収入基準額を超える場合でも、役員会の承認を得た者については、特例として推薦することができる。

2 採用人数について

(1) 基本採用枠は7名とする。

(2) 予算の範囲内で、役員会で承認された場合は、基本採用枠を超えて採用をすることができる。

3 奨学金の貸付けについて

役員会で承認を得た奨学生については、4半期ごとに下記のとおり銀行振込みをする。

(1) 5月（4月～6月分）

(2) 7月（7月～9月分）

(3) 10月（10月～12月分）

(4) 1月（1月～3月分）

4 奨学金の返還について

(1) 野田村育英会の口座に銀行振込みをするものとする。

(2) 返還は、奨学金返還内訳書（様式第9号）のとおり月末までに返還するものとし、1カ月返還が遅れた場合は督促するものとする。

(3) 1年間奨学金の返還を滞納した場合又は返還の見込みのない場合は、保証人に請求する。

(4) 大学等卒業後、大学院等に進み、引き続き奨学金の貸付けを望む場合は、再度、奨学金貸付申請書（様式第1号）を提出し、役員会を経て会長の決定を受けなければならない。

5 返還免除について

(1) 奨学生の中に貸付けを受けた奨学金の額を、貸付期間の2倍の期間をもって均等に返還する場合の1年分の返還額の全部又は2分の1に相当する額の奨学金を免除する。

(2) 免除額の決定は1年ごとに実施する。

6 返還免除対象者について

介護職員とは、介護職員初任者研修修了者以上の資格を有しており、現に介護に従事している者とする。

7 返還免除申請及び決定等について

(1) 奨学生であった者が返還免除を受ける場合は、奨学金返還免除申請書（様式第13号）及び関係書類を原則として返還年度当初までに会長へ提出しなければならない。

(2) 会長は、奨学金返還免除を決定した場合は、奨学金返還免除決定通知書（様式第15号）及び奨学金返還内訳書（様式第9号）により奨学生に通知するものとする。

(3) 年度途中に返還免除の決定を受けた場合は、決定を受けた月の翌月から返還を免除するものとする。

8 返還免除者の確認

(1) 返還免除者の現状を把握するため、返還免除年度の10月及び3月に

関係書類を提出させるものとする。

(2) 月の途中で返還免除の条件を満たさなくなった場合は、返還する奨学金の額は、日割り計算により算出するものとする。

9 保証人について

保証人は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 奨学生と別世帯の者
- (2) 原則として村内に居住している者
- (3) 奨学金の返還能力がある者

10 他の奨学金制度との関係について

他の奨学金制度と重複して受けることを認める。ただし、返還が困難だと思われる場合は、役員会に諮り決定する。(九戸地方育英会との重複は不可)

11 寄附金等の取り扱いについて

寄附金については、当分の間積立し、奨学金返還の際の返還猶予及び免除途等に充てていく。なお、寄附していただいた方については、本人の了解を得て育英会会員として活動していただく。

附 則

この規程の運用については、平成7年4月1日から施行する。

この規程の運用については、平成29年3月2日から施行する。